

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月27日（令和6年（行情）諮問第338号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第243号）

事件名：「そうび」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月24日付け防官文第15869号及び同年11月16日付け防官文第23545号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電

磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求める。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(2) 審査請求書2 (原処分2)

ア 上記(1)アと同旨。

イ 上記(1)イと同旨。

ウ 上記(1)ウとおおむね同旨。

エ 上記(1)エと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」(上記(1)ア(イ)参照)が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(3) 意見書

ページ番号が欠落している。

本件対象文書のうち『そうび』209号のページ番号が欠落している。

電磁的記録とは別に紙媒体での提供を受けたところ(24. 1. 25文書課FAX)、紙媒体にはページ番号が振ってあった。

参考までに同号10頁の電磁的記録と紙媒体のそれぞれを添付する。

(添付文書(略))

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 7 月 24 日付け防官文第 15869 号により、本件対象文書のうち、文書 1 の表紙及び目次並びに文書 2 の表紙及び目次について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、同年 11 月 16 日付け防官文第 23545 号により、文書 1 の表紙及び目次を除く部分並びに文書 2 の表紙及び目次を除く部分について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 2（原処分）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法 5 条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法 5 条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある。

るため法 11 条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分 1 を行ったものである。

- (5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 審査請求人は、「不開示部分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 審査請求人は、「複写媒体として DVD-R の選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法 19 条 1 項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 3 月 27 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書の収受
- ③ 同年 4 月 11 日 審議
- ④ 同年 5 月 7 日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和 7 年 6 月 23 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 7 月 23 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書以外の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分 1 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解され

ることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 「そうび」は、装備業務関係者相互の意思の疎通並びに知識及び技能の向上を図り、かつ業務の効率的推進を期することを目的として、航空自衛隊補給本部が、おおむね四半期ごとに年4回、編集・発行している部内向けの文書である。

イ 本件請求文書は、「そうび」のNo. 208以降の全てを求めるものであり、本件開示請求受付日（令和5年5月23日）時点において発行されているNo. 208及びNo. 209を本件対象文書として特定した。

ウ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

(2) 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる法5条1号に該当するとして不開示とした部分について

標記の不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとのことであった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- イ 別表の番号2に掲げる法5条1号に該当するとして不開示とした部分並びに番号3に掲げる法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分について

標記の不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の経歴に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

また、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

- ア 別表の番号4に掲げる法5条3号に該当するとして不開示とした部分並びに番号5に掲げる法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分について

標記の不開示部分には、自衛隊の組織・編成及び運用に関する情報が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- イ 別表の番号6に掲げる法5条3号に該当するとして不開示とした部分について

標記の不開示部分には、自衛隊が保有する装備品等の性能及び稼働状況並びに他国の装備品に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力や質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれ、他国と相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を生じさせるおそれがあると行政機関の長が認めること

につき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号7に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

『そうび』No.208以降の全て。

2 本件対象文書

文書1 そうびNo. 208

文書2 そうびNo. 209

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	5 0 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	1 1 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、2 2 枚目、2 7 枚目及び 4 7 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	6 9 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別するこ

			とはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書1	39枚目の本文2行目の冒頭部分 51枚目の本文3行目の一部、4行目の2つ目の不開示部分及び5行目の2つ目の不開示部分 55枚目の本文7行目の1つ目及び2つ目の不開示部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書2	21枚目の15行目及び16行目の一部	
4	文書1	20枚目及び21枚目のそれぞれ一部	自衛隊の航空機の運用状況に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

	文書 1	4 枚目、6 1 枚目、6 9 枚目及び 7 1 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 7 枚目、2 7 枚目、3 6 枚目及び 4 8 枚目のそれぞれ一部	
5	文書 1	3 9 枚目の本文 2 行目の 2 つ目の不開示部分 5 1 枚目の本文 4 行目の 1 つ目の不開示部分、5 行目の 1 つ目の不開示部分及び 6 行目の一部 5 5 枚目の本文 7 行目の 3 つ目の不開示部分及び 6 行目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することができないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	2 1 枚目の 2 8 行目の一部	
6	文書 1	1 4 枚目の一部	他国の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼が損なわれ、他国と相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条

			3号に該当するため不開示とした。
	文書2	9枚目及び13枚目のそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の性能等に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書2	15枚目の一部	自衛隊の装備品の配分に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書1	90枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書2	72枚目の一部	

※当審査会事務局において整理した。